

関係者 各位

上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする  
石油製品の輸入禁止措置に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により、ロシアを原産地とする石油製品の輸入禁止措置を実施することが決定され、令和 4 年 12 月 5 日に「上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止措置について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシアを原産地とする石油製品の輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が 2 月 6 日から施行されております。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸入禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達（令和 5 年 2 月 6 日財関第 90 号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸入禁止措置に関する告示につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、通達につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和 5 年 2 月 6 日財関第 90 号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R05z090.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第 1 部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第 3 部門）

電話：045-212-6153